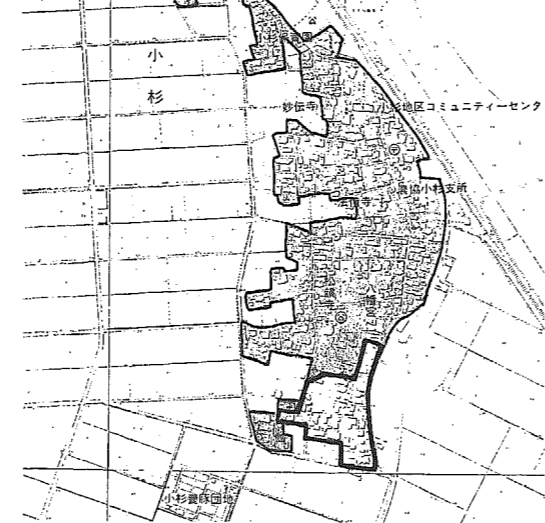
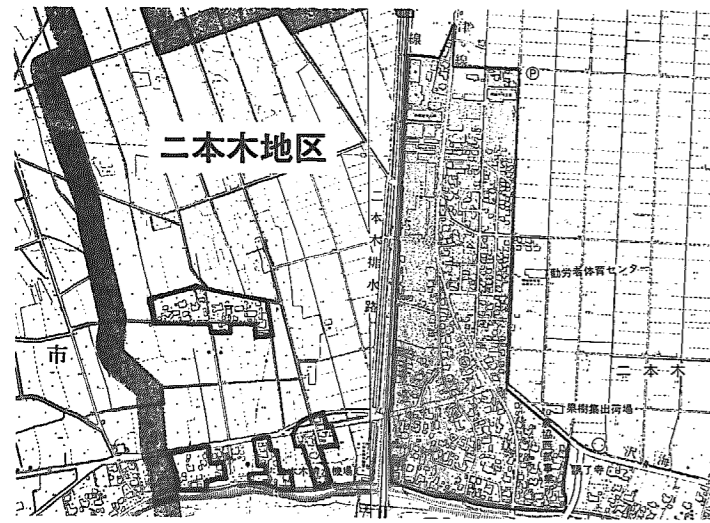
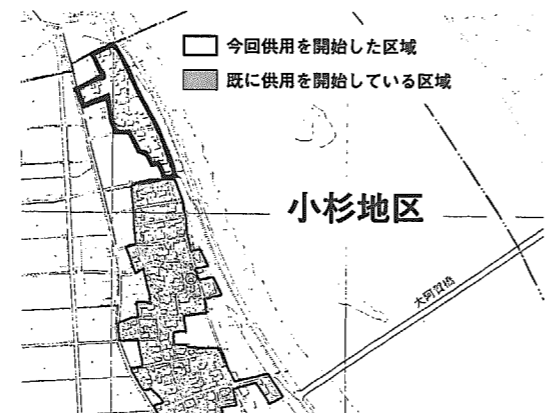
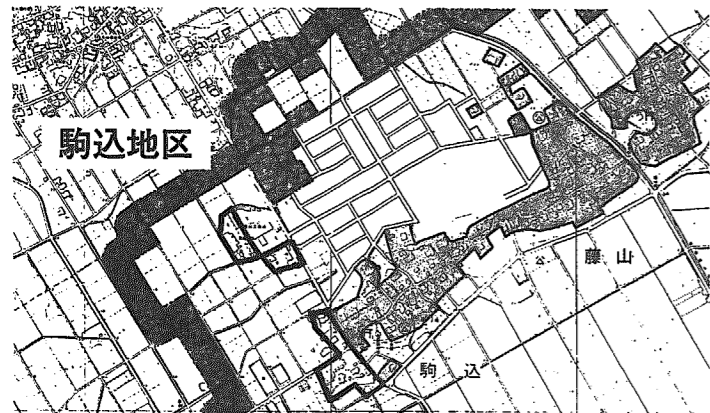


下水道整備完了間近 早期の下水道利用をお願いします



◆平成13年度区長◆

区長さんは、地域の取りまとめや、住民と町とのパイプ役として、重要な役割を担っていただいています。平成13年度の各地区の区長さんは、次のとおりです。

地区名	区長
横越上	神田 顕吉
横越中 第1区	石井 八坂
横越中 第2区	下平 浩
横越中 第3区	熊倉 秀雄
横越下	高橋 常三
川根谷内 旭区	佐久間正夫
川根谷内 緑区	石塚 正夫
川根谷内 栄区	佐久間利夫
川根谷内 茜区	三富 一弥
沢海上	伊藤 栄藏
沢海中	田中 隆
沢海下	仁田見美一
焼山	杉本治一郎
木津上	佐藤 昇
木津中	東城 雄三
木津下	金子 甚一
二本木上	久保田仁一
二本木中	谷井 篤光
二本木下	原 申一
小杉上	青木 清
小杉中	遠藤 三郎
小杉下	羽賀 清治
藤山	皆川 昇市
うぐいすタウン1	渡辺 秀一
駒込	阿部 兵一

着任のあいさつ



佐藤 浩さん

新潟南警察署 横越駐在所 2人体制になりました

・前任地
北立島駐在所
横越駐在所は2人体制の駐在所になり、今まで横越駐在所で勤務してきた小俣所長とともに勤務することになりました。

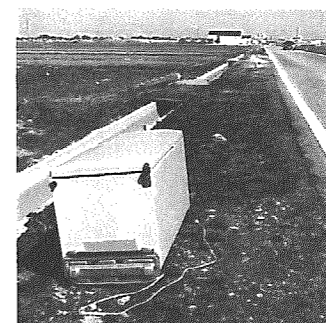
横越町は、過去に国道49号を通行する際に通過したことしかありませんが、この時の印象からは想像できないくらいスピードで住宅が増え、交通量が増えるなど、目ざましく発展を遂げています。

このたび、坪谷孝司さん（木津3丁目 ☎385-2501）が、総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。お気軽にご相談ください。行政相談委員とは：国の仕事、国が県や市町村に

坪谷孝司さんが行政相談委員に委嘱されました

家電リサイクル法 4月1日よりスタート

町内で不法投棄発生
ゴミの投げ捨ては違法です



町内で心ない人に捨てられた家電ごみの数々

4月1日から、家電ごみ（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）を粗大ゴミとして町は収集できなくなり、収集・処分するには、電気店などに依頼し、リサイクル料金等が必要になりました。

4月に入り、さっそく町内でも、リサイクル料金を惜しんでのことと思われる家電ゴミの不法投棄が発生しました。家電ゴミだけでなく、ゴミの不法投棄は違法行為となり、罰金が科されるなど厳しく罰せられます。ごみの不法投棄は、皆さんの税金により処分されることにならなくて、景観を損なったり、有害な物質が漏れ出すなど、私たちの生活環境に大きな影響を及ぼします。ごみと一緒に良心も捨てるようなことは、絶対にしないでください。ごみに関するお問い合わせは、町民生活課まで。

委ねている仕事について、「こうしたらどうか」「どうして？」「どうなっているんだらう？」「納得できない！」など、住民の皆さんからの意見や要望・疑問、苦情を受け付けてその相談に応じ、国や関係機関に必要な

連絡を行うなど、皆さんからの疑問にお答えし、苦情の解決に努めることを役割としています。行政相談委員は、皆さんと行政（国）の橋渡しを役割とする身近な相談相手です。

下水道 供用開始のご案内

昨年より工事を行ってきた小杉、二本木、駒込地区の一部の工事が完了し、当該地区において4月1日より下水道の利用、水洗化ができるようになりました。（一部の地区を除く）

地区別水洗化率

横越	91.1%
沢海	73.6%
木津	62.8%
二本木	73.5%
小杉	31.7%
藤山	81.9%
駒込	69.2%

（藤山・駒込とも、うぐいすタウンを含む）

家庭雑排水や風呂、トイレの排水を下水道に直接流すことにより、環境整備が一層図られ、蚊やハエなどの害虫発生の防止、悪臭などの公害をなくすことができ、衛生的でより快適な生活を営むことができます。

排水設備工事を依頼するときは、町の指定工事店に登録のない業者は工事ができませんので、指定工事店の登録がされているかを確認して下さい。指定工事店など、下水道に関するお問い合わせは、建設企業課下水道係まで。

排水設備工事は町指定工事店で指定工事店制度の規制緩和に伴い、一定の要件を満たしていれば、町の指定工事店に登録することができます。4月1日現在で、67社を指定工事店として認定しています。

- ▼融資枠額 工事1件につき60万円以内
- ▼融資金率 金融機関との協定利率（現在利率2.90%）
- ▼融資時期 工事検査合格後
- ▼償還方法 最高36カ月の元利均等月賦償還
- ▼利子補給 水洗化の時期により異なります。処理区域の公示日から①1年以内の場合全額補給②2年以内の場合半額補給③3年以内の場合補給はなし（融資の斡旋はします）